（別紙２―12　するめいか）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵・⑶　（略）

２　都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の⑴及び⑵に定めるところによる。

⑴　１⑴の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

⑵　（略）

３・４　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値

⑴　まさば太平洋系群　482千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が０の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）

⑵　ごまさば太平洋系群　167千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値

⑴　まさば太平洋系群　142千トン（漁獲がないと仮定した場合の親魚量の10パーセント）

⑵　ごまさば太平洋系群　54千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値

⑴　まさば太平洋系群　０トン

⑵　ごまさば太平洋系群　７千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　まさば太平洋系群　令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑴の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　ごまさば太平洋系群　令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑵の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

（別紙２―12　するめいか）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵・⑶　（略）

２　都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の⑴及び⑵に定めるところによる。

⑴　平成30年（2018年）から令和２年（2020年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

⑵　（略）

３・４　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値

⑴　まさば太平洋系群　1,545千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

⑵　ごまさば太平洋系群　158千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値

⑴　まさば太平洋系群　562千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

⑵　ごまさば太平洋系群　50千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値

⑴　まさば太平洋系群　67千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

⑵　ごまさば太平洋系群　６千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　まさば太平洋系群　令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑴の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　ごまさば太平洋系群　令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑵の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。